

契約種別定義書

【GREENa RE100 ナイト割 A】

(関西電力エリア)

TG オクトパスエナジー株式会社

2022年2月1日実施

目 次

1. 適用.....	1
2. 定義.....	1
3. 季節区分および時間帯区分.....	1
(1) 季節区分.....	1
(2) 時間帯区分.....	1
4. 契約種別.....	2
5. GREENa RE100 ナイト割 A.....	2
(1) 適用範囲.....	2
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	2
(3) 契約電力.....	3
(4) 電気料金.....	4
6. 使用電力量の算定.....	4
7. FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）.....	5
8. 本定義書の変更および廃止.....	5
 別表.....	6
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	7
2. 燃料費調整.....	7
3. 休日等.....	9

1. 適用

- (1) 契約種別定義書【GREENa RE100 ナイト割 A】(関西電力エリア) (以下「本定義書」といいます。) は、当社の電気供給約款（グリーナでんき）【低圧】(以下「電気供給約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は以下の地域に適用します。滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
- (3) 本定義書に定める料金単価および燃料費調整における調整単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 定義

次の言葉は、本定義書、契約種別に応じた料金表およびこの供給契約において、それぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 実量契約

メーターで計量した過去1年間（その1月と前11か月）の各月の最大需要電力のうちの最も大きな値にもとづき契約電力を決定する契約方式をいいます。

(2) 最大需要電力

お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款」といいます。）に定める接続供給電力の最大値をいいます。

その他、本定義書において使用される言葉は、別段の定めがない限り電気供給約款によるものといたします。

3. 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は次のとおりといたします。

① 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

② その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は次のとおりといたします。

① デイタイム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

- ② ホームタイム
デイタイムおよびナイトタイム以外の時間をいいます。
- ③ ナイトタイム
毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

4. 契約種別

本定義書における契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別	契 約 方 式
電灯需要	GREENa RE100 ナイト割 A	実量契約等

(1) 適用する契約種別について

新たにお客さまが「GREENa RE100 ナイト割 A（関西電力エリア）」にお申込みされた場合、原則としてお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が当該需要場所に定めた契約方式により、上記の表にしたがい適用する契約種別を定めるものといたします。ただし、当該一般送配電事業者が負荷設備契約として契約方式を定めていた場合は、当社は実量契約に変更いたします。

5. GREENa RE100 ナイト割 A

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。

- ① お客様が1年を通じて「GREENa RE100 ナイト割 A」の適用を希望されること。「GREENa RE100 ナイト割 A」の料金適用開始の日以降1年目の日が属する月の計量日までは、原則としてこの契約種別以外の契約種別に供給契約を変更することはできません。
- ② 電灯または小型機器の総容量が原則として400ボルトアンペアをこえ、契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ③ 1需要場所において動力とあわせて契約する場合は、契約電力と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

- ① 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本定義書により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、本定義書による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、本定義書によって受けた電気の供給とみなします。
 - (ロ) 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 - (ハ) 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議に

よって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- ② ①により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、電気供給約款第4条（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

(4) 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金および本定義書別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表2（燃料費調整）(1)(4)によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものとします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロワットまで	2,200円00銭
上記をこえる1キロワットにつき	396円00銭

② 電力量料金

電力量料金単価は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

デイタイム	夏季料金	1キロワット時につき	29円96銭
	その他季料金	1キロワット時につき	27円33銭
ホームタイム	1キロワット時につき		23円89銭
ナイトタイム	1キロワット時につき		16円20銭

6. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量の算定は、電気供給約款第20条（使用電力量等の計量）に定めのあるとおり、当該一般送配電事業者の託送供給等約款に従って行われるものといたします。
- (2) 料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。デイタイムおよびホームタイムの使用電力量は、それぞれ当該時間帯における30分ごとの使用電力量を合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、ナイトタイムの使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月のデイタイムおよびホームタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、当該一般送配電事業者と当社との協議を踏まえ、お客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます（ただし、当該一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと当該一般送配電事業者との協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。）。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。

7. FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）

当社がお客さまに供給する電気は、当社が調達する電気にあわせて当社が FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）を調達いたします。また、当社は、当社所定の方法によって、FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）の発電種別及び発電期間をお客さまに提示いたします。

8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款第 2 条（電気供給約款の変更等）に準じます。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の定義書によります。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ウェブサイトでの掲載その他適切な方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、電気事業法にもとづく供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款第 2 条（電気供給約款の変更等）に準じます。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- ② お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、40,700 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合

平均燃料価格は、40,700 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間

毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3. 休日等

本定義書において、休日等とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日